

防災

地震に備えて守ろう!自分とみんなの命

家屋の耐震補強、家具・家電の固定が命を守る!!

発生が心配されている首都直下地震の被害に類似しているとされる阪神・淡路大震災では、6,434人の人命が奪われ、その8割以上の方が建物の倒壊などによる「窒息・圧死」が原因で亡くなったとされています。

建物の倒壊などや家具の転倒などによる被害は、地震直後に発生することが多く、地震直後に負傷をしてしま

うと、避難やその後の生活にも大きな影響を及ぼします。市街地直下で起こる都市型の地震は、建物の倒壊や家具の転倒による被害者数が多くなる傾向があります。地震から生命や財産を守り、地震後に自宅で継続した生活をするためには、家屋の耐震補強や家具の固定が非常に重要です。



写真は阪神・淡路大震災時(出典:1.17の記録)

旧耐震基準の木造住宅等対象 耐震に関する制度

狛江市内の該当する木造住宅等の耐震化を促進するため、耐震アドバイザーの派遣、耐震診断及び耐震改修工事について、費用の一部を助成する制度を設けています。

○助成対象 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅等

耐震アドバイザー

耐震化に関する専門的な知識のある建築士がアドバイザーとして対象住宅等を訪問し、簡易的な耐震診断を行います。耐震改修の方法や耐震相談を行い、総合的にアドバイスします。

費用は無料です。



耐震診断助成制度

耐震診断とは、建物が大地震に対して必要な耐震性を保有しているかを判断するものです。

耐震診断を実施する旧耐震の木造住宅等の所有者の方に、診断費用の一部を助成する制度です。

診断調査費用の3分の2
助成額上限 86,000円



阪神・淡路大震災の死亡原因は窒息・圧死が約8割



写真は阪神・淡路大震災時(出典:災害写真データベース)

耐震改修助成制度(建替えも可)

耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的に行う耐震改修工事について、費用の一部を助成する制度です。

耐震改修費用の2分の1 助成額上限 80万円又は30万円

耐震改修工事に併せて他の改修工事を行う場合

改修費用の5分の1 助成額上限 20万円



分譲マンションについても助成制度があります。

危険なブロック塀等の撤去に関する制度

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震等での被害を踏まえ、地震によるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、狛江市では、危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成する制度を設けています。

○助成対象 避難路に面し、高さが1.2mを超える安全性が確認できないブロック塀等(コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀等)

○助成額 (1) 撤去した部分の総延長に1mあたり1万円を乗じて得た額
(2) 撤去に必要な経費
(1)(2) いずれか低い額 上限15万円



写真は熊本地震時(出典:災害写真データベース)

各制度には詳細な条件があります。詳しくはお問い合わせください。

耐震・ブロック塀に関する制度のお問い合わせ先 まちづくり推進課 住宅担当 ☎03-3430-1111 内線2546 ✉jutakut@city.komae.lg.jp

高齢者・障がい者家具転倒防止器具取り付け支援事業

狛江市では、高齢者や障がい者など支援が必要な世帯を訪問し、家具転倒防止器具等の取り付けを行う事業を開始しました。

対象となる世帯は下の表のいずれかに該当する世帯(1世帯1回まで)

対象となる世帯	問い合わせ・申込み先
○要介護認定・要支援認定を受けた方または、満70歳以上の方のみで構成する世帯	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1111 内線2222
○満18歳以上で身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳をお持ちの方が属する世帯 ○障害者総合支援法対象の難病の認定を受けている方が属する世帯	高齢障がい課 障がい者支援係 ☎03-3430-1111 内線2208

※平成21~23年度に狛江市家具転倒防止対策助成事業実施要綱に基づく取り付け支援を受けた世帯は対象外です。

※料金は無料ですが、取り付け支援に必要な器具等は各自でご準備ください。

※取り付け可能な家具は、3台までです。取り付けられる転倒防止の器具は家具1台あたり1種類です。

※下記記載以外の器具の取り付けについては、個別にご相談ください。

取り付け可能な家具転倒防止器具等の例(この他、扉固定器具やベルト式器具、粘着式固定ベルトも取り付け可能な器具です。)



突っ張り式器具

粘着式L型器具

敷板式器具

耐震マット

